

改正感染症法の概要について

■ 令和4年12月改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備などの措置を講ずる

■ 改正における大きな柱「1. 予防計画の見直し」

- 県が定める予防計画については、感染症法改正に併せて改正された国の基本指針に即して改正する
- 次の感染症危機に備えるため、保健・医療提供体制に関する記載事項が充実されるとともに、感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保等について、**数値目標を定める**

■ 改正における大きな柱「2. 医療機関等との協定締結」

(1) 医療措置協定

- 感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時に医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）との間で協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）を締結することが法定化された（締結した協定の内容は、県のホームページで公表）
- 協定締結の協議を求められた場合は、協議に応じることが義務付けられた
- 公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院については、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務付けられた

(2) 検査等措置協定

- 検査機関及び宿泊施設との間で、検体採取又は検査の実施、宿泊施設の確保などの措置に係る協定を締結することが法定化された（締結した協定の内容は、県のホームページで公表）

感染症法に基づく検査等措置協定について

■ 検査等措置協定と協議の対象者

措置の内容	協議の対象者	
	病原体等の検査を行っている機関	宿泊施設
検体の採取又は検査の実施	○	
宿泊施設の確保		○

■ 検査等措置の内容

(1) 検体の採取又は検査の実施

○ 核酸検出検査（PCR検査）を実施する

- 検査の実施に必要な検査試薬等が流通し利用できる状況にあるなど、自らの責に帰すべき理由によらず検査が実施できない環境にはないことを前提として協定を締結します

(2) 宿泊施設の確保

○ 自宅療養者等が療養するための宿泊施設を確保する

※ 想定する感染症

- 協定で想定する感染症は、感染症法上で規定する「**新型インフルエンザ等感染症**」、「**指定感染症**」、「**新感染症**」となる
- 協定の締結に当たっては、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に置く**
- 実際に発生及びまん延した感染症が、**事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は**、その感染症の特性に合わせて**協定の内容を見直す**など、実際の状況に応じた機動的な対応を行う